## 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                             |
|-------|----------------------------------|
| 11    | いちき串木野市 後期高齢者医療保険関係事務<br>基礎項目評価書 |

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いちき串木野市は、後期高齢者医療保険関係事務に関する事務における 特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその 他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識 し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプ ライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療保険関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に 業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期してい る。

## 評価実施機関名

いちき串木野市長

### 公表日

令和6年5月20日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 |   |  |  |  |  |  |
|----------------------|---|--|--|--|--|--|
| ①事務の名称               | 後期高齡者医療保険関係事務   |  |  |  |  |  |
| ②事務の概要               | 高齢者の医療に関する法律に基づき、被保険者の資格管理、医療給付に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び減額認定証発行等の事務を行う。<br>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。<br>①申請書や届出に関する確認<br>②保険料の算定に必要な要件の情報確認 |  |  |  |  |  |
| ③システムの名称             | 後期高齢者医療システム・統合宛名システム<br>中間サーバー  |  |  |  |  |  |

#### 2. 特定個人情報ファイル名

後期高齢宛名情報ファイル 後期高齢対象者情報ファイル 宛名情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

番号法第9条第1項、別表第一 第59項 法令上の根拠 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

<選択肢> 1)実施する 2)実施しない ①実施の有無 実施する ] 3) 未定

②法令上の根拠 番号法第19条7号、別表第二の80.82.83の項並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令等

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署 健康増進課 ②所属長の役職名 健康増進課長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

いちき串木野市 健康増進課 〒896-8601 いちき串木野市昭和通133-1

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 いちき串木野市 健康増進課 〒896-8601 いちき串木野市昭和通133-1

## Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                    |  |                 |        |   |   |  |  |
|--|--|-----------------|--------|---|---|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                           |  | [ 1万人以上10万人未満 ] |        |   | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |  |  |
| いつ時点の計数か                                   |  | 令和6年4月1日 時点     |        |   |   |  |  |
| 2. 取扱者数                                    |  |                 |        |   |   |  |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                     |  | [               | 500人未満 | ] | <選択肢><br>1)500人以上 2)500人未満  |  |  |
| いつ時点の計数か                                   |  | 令和6年4月1日 時点     |        |   |   |  |  |
| 3. 重大事故                                    |  |                 |        |   |   |  |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人<br>情報に関する重大事故が発生したか |  | ]               | 発生なし   | ] | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |  |  |

# Ⅲ しきい値判断結果

## しきい値判断結果

## 基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                 |       |            |       |        |  |                 |
|---|-------|------------|-------|--------|--|-----------------|
| [ 基礎  | 項目評価  | 書 ]        |       |        | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重 3) 基礎項目評価書及び全           | 点項目評価書<br>項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施<br>されている。                             | を機関に1 | ついては、それぞれ! | 重点項目評 | 価書又は全  | 項目評価書において、リスクタ   | 対策の詳細が記載        |
| 2. 特定個人情報の入手(付  | 青報提供  | ネットワークシスラ  | テムを通じ | た入手を除  | <₀)  |                 |
| 目的外の入手が行われるリ<br>スクへの対策は十分か                            | [     | 十分である      | ]     |        | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている      |                 |
| 3. 特定個人情報の使用  |       |            |       |        |  |                 |
| 目的を超えた紐付け、事務に<br>必要のない情報との紐付けが<br>行われるリスクへの対策は十<br>分か | [     | 十分である      | ]     |        | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている      |                 |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か       | [     | 十分である      | ]     |        | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている      |                 |
| 4. 特定個人情報ファイルの  | )取扱い  | の委託        |       |        |  | 委託しない           |
| 委託先における不正な使用<br>等のリスクへの対策は十分か                         | [     | 十分である      | ]     |        | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている      |                 |
| 5. 特定個人情報の提供・移転                                       | (委託や  | 情報提供ネットワー  | ウシステム | を通じた提供 | ŧを除く。) [ ]:  | 提供・移転しない        |
| 不正な提供・移転が行われる<br>リスクへの対策は十分か                          | [     | 十分である      | ]     |        | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている      |                 |
| 6. 情報提供ネットワークシ  | ステムと  | の接続        |       | [ ]接   |  | 接続しない(提供)       |
| 目的外の入手が行われるリ<br>スクへの対策は十分か                            | [     | 十分である      | ]     |        | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている      |                 |
| 不正な提供が行われるリスク<br>への対策は十分か                             | [     | 十分である      | ]     |        | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている      |                 |
| 7. 特定個人情報の保管・2  | 肖去    |            |       |        |  |                 |
| 特定個人情報の漏えい・滅<br>失・毀損リスクへの対策は十<br>分か                   | [     | 十分である      | ]     |        | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている      |                 |
| 8. 監査   |       |            |       |        |  |                 |
| 実施の有無   | [0]   | 自己点検       | [ ]   | 内部監査   | [〇] 外部監査   |                 |
| 9. 従業者に対する教育・啓  | 発     |            |       |        |  |                 |
| 従業者に対する教育・啓発  | [     | 十分に行っている   | ]     |        | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行ってい<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない | いる              |

#### 変更箇所

| 変更日       | 項目     | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明           |
|-----------|--------|--|---|------|---------------------|
| 平成28年4月1日 |        | 番号法第9条第1項、別表第一 第59項並びに<br>高齢者の医療の確保に関する法律第54条等 | 番号法第9条第1項、別表第一 第59項<br>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定<br>める命令第46条 | 事後   | MEDIA WILL DE ORIGO |
| 平成28年4月1日 | Ⅱ -1   | H26.12.1                                       | H28.4.1   | 事後   |                     |
| 平成28年4月1日 | II-2   | H26.12.1                                       | H28.4.1   | 事後   |                     |
| 平成29年4月1日 | I -5-2 | 健康增進課長 所崎重夫                                    | 健康增進課長 若松友子   | 事後   |                     |
| 平成29年4月1日 | Ⅱ -1   | H28.4.1  | H29.4.1   | 事後   |                     |
| 平成29年4月1日 | II -2  | H28.4.1  | H29.4.1   | 事後   |                     |
| 平成30年4月1日 | Ⅱ -1   | H29.4.1  | H30.4.1   | 事後   |                     |
| 平成30年4月1日 | II -2  | H29.4.1  | H30.4.1   | 事後   |                     |
| 平成31年4月1日 | I -5-② | 健康增進課長 若松友子                                    | 健康増進課長  | 事後   | 様式変更によるもの           |
| 平成31年4月1日 | Ⅱ -1   | H30.4.1  | H31.4.1   | 事後   |                     |
| 平成31年4月1日 | II -2  | H30.4.1  | H31.4.1   | 事後   |                     |
| 平成31年4月1日 | IV     |  | 項目追加  | 事後   | 様式変更によるもの           |
| 令和2年1月1日  | Ⅱ -1   | H31.4.1  | R2.1.1  | 事後   | 特定個人情報保護評価の再<br>実施  |
| 令和2年1月1日  | II-2   | H31.4.1  | R2.1.1  | 事後   | 特定個人情報保護評価の再<br>実施  |
| 令和3年4月1日  | Ⅱ -1   | R2.1.1   | R3.4.1  | 事後   | 特定個人情報保護評価の再<br>実施  |
| 令和3年4月1日  | II -2  | R2.1.1   | R3.4.1  | 事後   | 特定個人情報保護評価の再<br>実施  |
| 令和4年4月1日  | Ⅱ -1   | R3.4.1   | R4.4.1  | 事後   | 特定個人情報保護評価の再<br>実施  |
| 令和4年4月1日  | II -2  | R3.4.1   | R4.4.1  | 事後   | 特定個人情報保護評価の再<br>実施  |
| 令和5年4月1日  | Ⅱ -1   | R4.4.1   | R5.4.1  | 事後   | 特定個人情報保護評価の再<br>実施  |
| 令和5年4月1日  | II -2  | R4.4.1   | R5.4.1  | 事後   | 特定個人情報保護評価の再<br>実施  |
| 令和6年4月1日  | II -2  | R5.4.1   | R6.4.1  | 事後   | 特定個人情報保護評価の再<br>実施  |